

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長  
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

このことについて、令和 3 年 5 月 27 日付け生食発 0527 第 1 号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
エタボキサム	殺菌剤	農薬
オクスフェンダゾール、フェバンテル 及びフェンベンダゾール	寄生虫駆除剤	動物用医薬品
チオキサザフェン	殺線虫剤	農薬
フェンブコナゾール	殺菌剤	農薬

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係  
(課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅  
電 話 026-235-7155(直通)  
F A X 026-232-7288  
E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp